
令和 6 年度の熱中症対策推進に向けた 検討体制

令和 6 年 9 月 6 日
第 6 回熱中症対策推進検討会

令和6年度の熱中症対策推進に向けた検討体制

1. 背景

改正気候変動適応法が令和6年4月1日に全面施行され、熱中症特別警戒情報や指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の運用等が開始された。このことを踏まえ、引き続き、熱中症対策の推進に向けた検討を行うとともに、現行の「熱中症環境保健マニュアル2022」について、新制度についての情報を盛り込むなどの更新に向けて検討をしていくこととしたい。

2. 検討会および2つのワーキング・グループの設置について

上記を踏まえ、本年度は、昨年度に引き続き本検討会を設置し、本検討会の下に、2つのワーキング・グループを設置し、熱中症対策を検討していくこととしたい。

熱中症対策推進検討会

熱中症対策の推進に必要な事項等について、適宜、両ワーキング・グループの検討状況の報告を受けつつ、総論的に議論を行う。

①熱中症特別警戒情報等に関するワーキング・グループ

- 令和6年夏の状況や、熱中症特別警戒情報及び熱中症警戒情報の発表状況等に関する分析や評価
- 来夏に向けた熱中症特別警戒情報等の運用に向けた検討 など

②熱中症環境保健マニュアルに係るワーキング・グループ

- 「熱中症環境保健マニュアル2022」の更新に向けた検討
 - ・ 法改正内容の反映
 - ・ 記載内容の整理（読み手を踏まえた記載の調整）
 - ・ 要約版の作成 など